

令和元年第3回教育委員会臨時会
(11月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和元年11月27日(水) 午前10時00分から午前10時28分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
委 員	末廣 照純
委 員	高森 大乘

○出席者

事 務 局 次 長	酒井 まり
庶 務 課 長	小澤 隆
学 務 課 長	福田 兼一
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指 導 課 長	小柴 憲一
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

○日 程

日程第1 議案審議

- 第56号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第57号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第58号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第59号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第60号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第61号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第62号議案 東京都台東区社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第63号議案 東京都台東区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

午前10時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和元年第3回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員及び神田委員は、所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日の議題については、議会報告前の案件等であり、傍聴にはなじまないと思われまふ。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

〈日程第1 教育長報告〉

第56号議案、第57号議案、第58号議案、第60号議案、第61号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案と提案理由及び内容について説明をお願いします。

第56号議案を議題といたします。なお、関連する第57号議案、第58号議案、第60号議案及び第61号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第56号議案、第57号議案、第58号議案、第60号議案、第61号議案を一括してご説明させていただきます。

今回の改正の理由は3点ございます。1点目は、特別区人事委員会の勧告に伴う改正でございます。2点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正でございます。3点目は、地方公務員法の改正により、成年被後見人等が公務員の欠格条項から外れることに伴う改正でございます。それでは、恐れ入りますが、参考資料の令和元年特別区人事委員会勧告等についてをご覧ください。

本年の人事委員会勧告は、職員の給与水準について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月21日に区長及び議長に対して行われました。項番1勧告の概要でございます。(1)の給与表の改定につきましては、職員の給与を平均0.58%、金額にして2,235円引き下げるとしてあります。②の実施時期でございますが、公布の日の属する月の翌月の初日としてあります。

(2)特別給の改定につきましては、年間の支給月額を0.15月引き上げて、4.65月とし、引き上げ分は、民間の支給状況を勘案し、勤勉手当に割り振るとしてあります。②の実施時期でございますが、公布の日よりとしてあります。

(3)の調整措置として、平成31年4月から、この改定実施までの公務員格差相当分について、本年度中に支給される期末手当で所用の調整を行うとしてあります。特別区長会では、勧告どおり実施することとして、鋭意職員団体と交渉を行い、11月22日に妥結をいたしました。妥結の内容が、項番の2となります。

(1) 給料表の改定につきましては、勧告どおり実施し、改定日が令和3年1月1日といたします。(2) 特別給の改定は、勧告どおり実施し、改定日は12月1日に遡及いたします。(3) 先ほど申し上げました調整措置については、これは実施をしないとしております。(4) 退職手当につきましては、定年退職者等を対象として、今年度に限り、改定前の給与月額により退職手当を算出するとしております。

特別区の人事委員会勧告等についての説明は以上でございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、第56号議案、第57号議案は、第4回区議会定例会に付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、意見を求められているため、提出したものでございます。

それでは、第56号議案、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、先ほどご説明させていただきました、特別区人事委員会の勧告にのっとりまして、改正をするものでございます。恐れ入りますが、おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。

第1条の規定による改正の内容で、教育長の給与月額を5,000円引き下げ、令和元年に始終される勤務手当については、0.15月引き上げの改正を行います。第2条で、令和2年度以降に支給する勤勉手当について、6月と12月に支給する割合を等しくする改正となっております。

付則のほうをご覧ください。第1条による給与改正規定は、来年の1月1日から、期末手当の支給割合の規定は、公布の日から施行し、12月1日から適用いたします。第2条による改正規定は、令和2年4月1日からの施行となっております。

続きまして、第57号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、新旧対照表でご説明をさせていただきます。何枚かおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。と思います。

まず、上段の表のほうをご覧ください。第1条の規定による改正の内容は、第30条では、令和元年度に支給する勤勉手当について、また、別表の第1、これを議案に添付させていただいておりますが、別表第1では、給料表についての改正を行います。勤勉手当については、公布の日から施行することとし、給料表については来年1月1日から施行いたします。

下段の表でございますが、第2条に規定する改正の内容で、令和2年度以降に支給する勤勉手当について、6月と12月に支給する割合を等しくするものでございます、施行日は令和2年4月1日でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの付則をご覧ください。第1項、第2項の施行日については、ただいまご説明したとおりでございます。第3項、第4こうは、改正に伴う給料表の号給の調整などについて定めたものでございます。

第56号議案、第57号議案について、教育委員会の意見といたしましては、本委員会とし

ては、原案に異存ありませんといたしているところでございます。

続きまして、第58号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、恐れ入りますが、新旧対照表によりご説明させていただきます。

本改正は、地方公務員法改正に伴う改正で、臨時的任用職員が、制度が変わりまして、会計年度任用職員に移行するため、臨時職員についての規定、第11条第2項を削除するものでございます。施行日は、令和元年4月1日からでございます。

恐れ入ります。続きまして、第60号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきました、地方公務員法の改正により、成年被後見人等が欠格条項から外れることによる改正でございます。

経緯をご説明させていただきますと、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行う事等が定められたところでございます。

この法に基づく措置といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に交付され、同法の規定により、地方公務員法の第16条の欠格条項の項目が改正されました。その内容は、職員は成年被後見人等に該当するに至ったときはその職を失うとする規定を削除するというものでございます。

これについては、今回法改正により、職を失うという規定が削除されたことに伴いまして、今まで、従前は手当等の支給等について、成年被後見人となり、失職したものについては、規定を設けて、成年被後見人の場合、失職した場合でも、規定を設けて支給の対象にするという規定がございましたが、ただいまご説明させていただきました法改正によりまして、職員が成年被後見人に至っても失職することがなくなったので、不要となる規定となりましたので、規定を整備し、削除するものでございます。

施行日は、地方公務員法の改正に合わせまして、令和元年12月14日でございます。

続きまして、第61号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、新旧対照表により説明させていただきます。第2条、第9条の2、10条、11条、12条につきましては、今ご説明させていただきました、成年被後見人の欠格条項が外れることによることによる規定の整備となっております。

第4条につきましては、特別区人事委員会の勧告に伴いまして、令和元年度に支給する勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

施行日は、欠格条項については12月14日、勤勉手当の支給については、公布日が異なっており、12月1日から適用でございます。

なお、勤勉手当の支給割合の改正につきましては、上位法令の東京都台東区幼稚園教育

職員の給与に関する条例の改正が必要なため、第4回区議会定例会に付議予定の東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、本委員会の意見としては、の承認後、議会に提出するとともに、人事委員会の承認後、速やかに改訂をする予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんか。

○高森委員 成年被後見人の欠格について、成年被後見人は、体が元気でも選ばれることはあると思うのですが、その場合は確かに失職する必要はないでしょうし、欠格条項にも当たらないのでしょうかけれども、体の具合が悪くなり、働けないようなときには、当然職を離れなければならないことになると思うのですが、そのときも適用されるのでしょうか。

○庶務課長 弁識する能力を欠くのが、常にそういう状況になった場合に、家庭裁判所のほうで後見開始の審判を受けたものということになりますので、先ほど委員のおっしゃった、身体状況によっては、そのときの状況によって判断をするという形になると考えます。

○高森委員 職が続けられない状況になることの可能性も高いわけですね。わかりました。

○末廣委員 58号議案なんですけど、これは11条を削除するという事はどういうことでしょうか。

○庶務課長 今回、地方公務員法が改正されまして、会計年度任用職員、先ほどのご説明の中でも触れさせていただきましたが、その制度が新たに設けられまして、実は会計年度任用職員というのは、今までの非常勤職員とはちょっと違いまして、給与の免除だとか、そういった面での対応がまた変わってくるという制度になっております。立場の位置づけ等の変更もあるのですが、今回、それに変わるという事で、臨時的任用職員という制度から、そちらのほうに移行するという事で、この規定についての効用がなくなるということで、今回削除するという位置づけでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。

第56号議案、第57号議案、第58号議案、第60号議案、及び第61号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第59号議案

○矢下教育長 次に、第59号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第59号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、先ほどの第57号議案で意見聴取しました、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、令和元年第4回区議会定例会で決定されることを前提に提出するものでございます。2枚目の別表第3のとおり、改正後の幼稚園教育職員の給料表に合わせ、昇格時対応号給表の改定を行うものでございます。

施行日につきましては、先ほどの条例の施行と同じく、令和2年1月1日としております。本案につきましては、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 ちなみに、細かいところはどこが変わったのでしょうか。

○指導課長 概ね、改正後は、昇級後の号給が下がっているというところが主な点なのですが、例えば1枚めぐりまして、66号のところをご覧ください。一番左が66号となっているところの、真ん中の3級のところが、45号となっているかと思いますが、現行では、ここが46号だったものが、45号となるなど、一つ。その上はそのままだんですが、ここからちょっと下がっているというようところで改正がされております。

○高森委員 適正に処理されていますので、承知しました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。

第59号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第62号議案

○矢下教育長 次に、第62号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第62号議案、東京都台東区社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は第60号議案において、庶務課長から説明がありましたが、地方公務員法の改正がございました。それに伴いまして、成年被後見人または被保佐人が欠格条項から削除されることから、規定の整備を行うものでございます。

お恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。指導員の欠格条項を定めた、第3条、各号列記の部分につきまして、第1号に定める成年被後見人または被保佐人の規定を削除するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。施行日は令和元年12月14日で

ございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださるよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 1の(1)を削除するという部分ですが、この削除する趣旨を教えてください。

○生涯学習課長 こちらは、先ほどの庶務課長の説明と若干重複するところがあるのですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律のほうが公布されたことに伴いまして、地方公務員法におきましても、成年被後見人・被保佐人につきましては、欠格条項から削除するという改正が行われております。

社会教育指導員につきましても、区の非常勤職員として、同等の取り扱いをさせていただくということで、今回、欠格条項から削除させていただいているというところでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第62号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第63号議案

○矢下教育長 次に、第63号議案を議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、第63号議案、東京都台東区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案も地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人または被保佐人が欠格条項から削除されることから、規定の整備を行うものでございます。

おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。推進委員の欠格条項を定めた第3条、各号列記の部分について、第1号に定める、成年被後見人または被保佐人を削除するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和元年12月14日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり可決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第63号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

○学務課長 一番最後の資料をご覧いただきたいのですが、令和元年度台東区健康づくり努力表彰についての資料の差し替えについて、ご説明をさせていただきます。本表彰につきましては、先日の11月19日改正の第22回教育委員会定例会でご決定いただいたものでございますが、学校から提出のありました書類に一部誤りがございましたので、訂正して、改めて配付をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午前10時28分 閉会